

中海自然再生議会の取組



再生 目標

豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環の再構築を目指す。

NPOの発意により設立し、NPOが事務局を運営する自然再生協議会

中海は島根県と鳥取県にまたがる汽水湖で、かつては高い透明度とアマモ・オゴノリ等の藻場が広がる、生物が豊かな湖でした。しかし、戦後の干拓・淡水化事業や土地造成のための浚渫等の影響により、浅場が消失し、水質が悪化していました。

中海自然再生協議会は、平成19年に設立した「NPO法人自然再生センター」が発意者となり、全国初のNPO発意の自然再生協議会として誕生しました。



平成24年に同法人が認定NPO法人格を取得し、協議会の事務局として、また、自然再生事業の実施者として地域の多様な主体との連携のもと、活発な取り組みを行っています。なお、事務局が民間団体であっても、法に基づく協議会のもと、島根・鳥取両県をはじめとする行政機関の積極的参加が行われています。

5つの推進の柱(大きな目標)

- 1) 水辺の保全・再生と汽水域生態系の保全
- 2) 水質と底質の改善による環境再生
- 3) 水鳥との共存とワイズユース
- 4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進
- 5) 循環型社会の構築

包括的地域再生

Point!

目の前の自然だけでなく、再生したい自然をつくる社会を想定し、文化・意識・社会構造を含めて一体的に地域を再生するという考え方。

自然再生を進めていくには、多様な主体がかかわりながら、複数の価値の実現をはかる順応的ガバナンスの実現が必要です。

協議会によって、様々な目的を持つ主体が連携する (行政・民間団体・企業・研究者)

中海の自然再生を継続していくためには、中海の自然の恵みを地域の人々が享受し、そこに適切に手を加えて次世代に引き継ぐ「里海」の地域づくりが必要です。協議会が組織化され、それぞれの活動主体が活動を認識し、対等に議論ができる場が生まれました。例えば、オゴノリ(藻)の復活は、農地還元の取り組みを通じて、農業、福祉、地元の学校、地域住民等との連携が広がっています。



また、中海の水質悪化の原因の1つである浚渫地の環境修復事業は、自然再生推進法に基づく協議会がプラスに働きました。事業の協力者である中国電力(株)にとっては、法律に基づく協議会である事、循環型社会の形成に向けた取り組みに合致している事、研究者、地域住民を巻き込んでいる事などが、組織内での信頼につながり継続して連携を図る素地ができました。



この実証事業によるモニタリングで環境修復の成果を評価し、成果を基に永久的な水質浄化につながるよう他の企業と協議会が連携し、議論を進めています。

自然再生から地域再生へ

現在、自然再生協議会の事務局である自然再生センターは、本来の地域貢献という目的に活動しています。自然再生協議会は、議論する場であるという考え方と、イベント等の実施は自然再生センターというNPOの仕事として区別しています。

NPOでは、住民・企業・行政・専門家等と連携し、中海・宍道湖を含む流域の自然環境の再生と、NPOでは、住民・企業・行政・専門家等と連携し、中海・宍道湖を含む流域の自然環境の再生と、かつての湖と人々の親しい関係を再構築するための活動を行うことにより、豊かな恵みを感じられる持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、人材育成、普及啓発、資金計画、広報、調査研究、協議会運営の各事業部門を設けて、活動を行っています。

